(iv)　両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立つて、全ての仲裁人及びそれらの職員が、各締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、次条2及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v)　各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長に係る費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(c)　両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びそれらの職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。

(d)　仲裁決定は、次のとおり取り扱う。

(i)　仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(ii)　仲裁決定は、5の規定、この6の規定又は(a)の規定に従つて決定される手続規則のいずれかに対する違反（仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。）により当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定は、その違反によつて無効であるとされる場合には、行われなかつたものとする。

(e)　仲裁の要請が行われてから、仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行つた者に送達するまでの間に、両締約国の権限のある当局が仲裁に付託された全ての未解決の事項を解決した場合には、当該事案は2の規定に従つて解決されたものとし、仲裁決定は行われない。

7　(a)　5及び6の規定は、第四条3の規定に該当する事案又は第七条に規定する恒久的施設への資本の帰属に関する事案については、適用しない。

(b)　5の規定にかかわらず、両締約国の権限のある当局が、事案が仲裁による解決に適しない旨を合意した場合には、当該事案は仲裁に付託されない。

第十八条

条約第二十五条を次のように改める。

第二十五条

1　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2　1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。この2の第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができ、かつ、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可する場合には、他の目的のために使用することができる。

3　1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

(d)　弁護士その他の法律事務代理人がその依頼者との間で行う次のいずれかの通信の内容を明らかにする情報を入手し、又は提供すること。

(i)　法的な助言を求め、又は提供するために行われる通信

(ii)　その内容を進行中の又は予定される法的な手続において使用するために行われる通信

4　一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従つて当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たつては、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5　3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第十九条

条約第二十五条のAを次のように改める。

第二十五条のA

1　両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2　この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となつている他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰、付加税及び徴収又は保全の費用をいう。

(a)　日本国については、

(i)　所得税
(ii)　法人税
(iii)　復興特別所得税
(iv)　復興特別法人税
(v)　消費税
(vi)　相続税
(vii)　贈与税

(b)　スウェーデンについては、

(i)　国税である所得税
(ii)　配当に対する源泉徴収税
(iii)　非居住者に対する所得税
(iv)　非居住者である芸能人及び非居住者である運動家に対する所得税
(v)　地方税である所得税
(vi)　付加価値税
(vii)　不動産税
(viii)　純資産税
(ix)　相続税
(x)　贈与税

(c)　(a)及び(b)に掲げる租税に加えて又はこれに代わつて千九百九十九年二月十九日にストックホルムで署名された議定書によつて改正されたこの条約を改正する二千十三年十二月五日にストックホルムで署名された議定書の署名の日の後に課される租税であつて、(a)及び(b)に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの

両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令に関する重要な改正を相互に通知する。